自転車は車の仲間です!

▼自転車は車道が原則、左側通行です!(※歩道は例外です)

自転車は、

車道の

左側

に沿って走りましょう!

自転車事故の <mark>7割は交差点</mark>です。

交差点では、安全な速度で、車両や横断歩行者に注意しながら進行しましょう。



お役立ち情報:「知ってる?守ってる?自転車利用時の交通ルールとマナ (政府広報オンラインより)

▼例外で歩道を通行する場合でも、歩道は歩行者優先です!

自転車通行可の歩道であっても、歩道は歩行者優先 です。

車道寄りを**すぐに止まることができる** スピードでゆっくり走りましょう。

歩道を通行できる例外

- ●歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき
- ●13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自 由な人が自転車を運転しているとき
- ●車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合

【普通自転車歩道通行可】の標識・標示









自転車安全利用五則について(参考)

●自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は車の仲間です。従って、車道と歩道の 区別があるところは車道通行が原則です。

※13 歳未満の子どもや70 歳以上の高齢者等は歩道を通行できます。

●車道は左側を通行

自転車は車道の左側によって通行しなければなりません。右側 通行は禁止です。

●歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げ る場合は一時停止しなければなりません。

●子供はヘルメットを着用

保護者は13歳未満の子供に、ヘルメットを着用させるよう努 めなければなりません。

自転車安全利用五則

「自転車の安全利用の促進について」(平成19年7月10日中央交通 安全対策会議交通対策本部決定)の中で自転車の通行ルールの広報啓 発に活用するよう定められたもの。

※悪質な違反を繰り返す自転車利用者に講習が義務づけられ ることになりました。未受講者には罰金が科せられます。 (平成 27 年 6 月より)

●安全ルールを守る

自転車運転中の次のような禁止行為に違反した場合には罰則 の対象となります。





5万円以下の罰金



【無灯火走行】 5 万円以下の罰金



2万円以下の罰金



【一時不停止】 5万円以下の罰金 (過失は10万円以下の罰金)



【イヤホン等での音楽】 5万円以下の罰金

【飲酒運転】

【歩道での高速走行】など